

山陽小野田市農業委員会

第23回

総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月13日午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦

4. 欠席委員

1 3 森 田 祐 三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第97号 農地法第3条 権利の移動

議案第98号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第99号 現況証明願い

報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第100号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>本日は、最初に農業者年金加入推進部長の委嘱式を行います。 山本シゲ子委員は、前にお進みください。 (この間、委嘱状交付) ありがとうございました。自席にお戻りください。 それでは、定刻になりましたので、只今より第23回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は森田委員です。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願い申し上げます。 本日の議事録署名委員は6番二井委員と7番重永委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第97号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第3条の許可申請は2件です。 議案第97号番号40について議案書をもとに説明いたします。 譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田及び畑、面積は6,241㎡です。 位置図は2ページ、公図は3ページと4ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇〇〇から〇へ約〇kmに位置する農用地区域内農地及び第2種農地です。 譲受人の耕作面積は1,417㎡で、取得後は7,658㎡となります。自作です。 権利設定等の事由は、農業経営の規模拡大及び効率化を図りたい譲受人の要望に、遠方で通作が困難な譲渡人が応じたものです。 譲受後は田には水稻を、また、畑にはネギ、キャベツ、ジャガイモ、人参及びブロッコリー等の野菜を栽培する予定です。 売買による所有権の移転となっております。 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>

- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 4番 なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。
- 5月8日に事務局2名と前島委員、私の4名で現地調査をさせていただきました。現地の位置につきましては、事務局の方から説明がありましたので省略させていただきます。
- 畑は、〇〇の交差点を少し〇〇方面へ進んだところにありました。周辺の状況は畑と宅地が点在していました。〇〇〇は以前は一部が〇〇〇の練習ができるように造成してありましたが、現在は撤去されており、今後は鉢植えでブルーベリーを栽培するとのことです。その上の〇〇〇は現在も野菜を耕作中で引き続き耕作を続けるとのことです。現在も耕作をされており、境界もはっきりとしていることから特に問題となる事項はないと思います。以上で現地調査報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。
- 議案第97号番号40に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員賛成)
- 全員賛成により承認することといたします。
- 次に番号41について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第97号番号41について議案書をもとに説明いたします。
- 譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
- 地目は田、面積は1,304㎡です。
- 位置図は5ページ、公図は6ページをご覧ください。
- 申請地は、〇〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する農用地区域内農地です。
- 譲受人の耕作面積は4,349㎡で、自作です。
- 権利設定の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、相続により農地を取得したが農業経験が無く、耕作が困難な譲渡人が応じたものです。
- 譲受後は水稻を栽培する予定です。
- 贈与による所有権の移転になっております。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 5番 現地調査報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事

務局から説明がありましたので省略させていただきます。

5月8日に事務局2名と真鍋委員、私の4名で現地調査をさせていただきました。

周辺の状況は〇〇〇の〇側は建設省の所有となっており、現状は草地となっています。南側は水田で保全管理中でした。その他の周辺の土地は農道や、耕作準備中の水田となっていました。申請地の状況は、〇〇〇が保全管理中で〇〇〇が耕耘され、代かきの準備がされていました。〇〇〇については隣地の〇〇〇が保全管理となっている影響で今季の耕作は出来ないかもしれないが、いずれは水田として作付したいとのことでした。譲受人は周囲の農地およそ40アールを耕作中であり、農業機械も揃っていることから特に問題となる事項はないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第97号番号41に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第98号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号90については、松村会長職務代理者は議事に参与することができませんので恐れ入りますが本件審議中は一時退席をお願いします。

(松村委員退席)

それでは事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は7件です。

議案第98号番号90について議案書をもとに説明いたします。

借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は9,327㎡の内703㎡です。

位置図は9ページ、公図は10ページ、土地利用計画図は11ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する農用地区域内農地です。

転用目的は、〇〇〇〇職員用駐車場です。

申請の理由は、農産物の集出荷施設を建設したが、貨物自動車の駐車などで施設内の駐車場が手狭となり、加えて研修、視察、観光などの車両の増加で、職員の駐車スペースに不足が生じたため、隣接する

農用地の用途を変更して職員用駐車場を設置したいとの借受人の要望に、法人である借受人の役員を務める貸付人が応じたものです。

契約の種別は、使用貸借となっております。

本件は、農用地区域内農地を対象とした事案ですが、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条に規定する軽微な変更に該当するため、農地法第5条第2項のただし書きの規定により、許可の対象となるものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置については先ほど事務局から説明がありましたので省略させていただきます。現地の状況は〇〇側と〇〇側が農道で、〇〇側が既存の〇〇〇〇〇で〇〇側がハウス施設で葉菜類が栽培されていまして。申請地の状況は登記簿上は田で、現況は畑となっていました。現状としては、真砂土が敷かれている状態でした。雨水処理は農業用排水路へ流し、汚水は駐車場としての利用のため発生しません。進入路は図面のとおり、南東側の農道からです。境界については既設構造物や測量杭で確認できています。以上のことから特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第98号番号90に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

職務代理者は席へお戻りください。

(職務代理者着席)

次に番号91について事務局の説明を求めます。

局長 議案第98号番号91について議案書をもとに説明いたします。

借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田及び畑、面積は311㎡です。

位置図は12ページ、公図は13ページ、土地利用図は14ページから16ページまでをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇から〇へ約〇〇kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請の理由は、実家の両親の将来を案じ、実家に隣接する農地を転用して自己用住宅を建設したい借受人の要望に、他に適地はなく、耕作を継続する意思もない貸付人が応じたものです。

契約の種別は、使用貸借となっております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

4番

現地調査報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。現地の状況は〇〇の〇側は以前太陽光発電施設を設置するとのことで議案に上がっていた場所です。西側が申請人の実家となっており、その〇側に家を建てるとのことです。〇側は雑種地となっていました。東側との境界は3m程度の擁壁を設置するとのことです。雨水は自然流下で、農業用排水路に排水します。汚水は合併浄化槽で処理した後で農業用排水路に排水します。境界は既設構造物等で確認できています。以上のことから特に問題となる事項はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第98号番号91に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号92について事務局の説明を求めます。

局長

議案第98号番号92について議案書をもとに説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は717㎡の内293㎡です。位置図は17ページ、公図は18ページ、土地利用図は19ページ及び20ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請の理由は、現在、実家に同居している借受人が、子供の成長などに伴いそこが手狭となったため、実家に近く交通の便の良い申請地に自己用住宅を建設したいとの借受人の要望に、申請地は土地区画整理事業施行地区内で、耕作に適さないため、貸付人が応じたものです。

契約の種別は、使用貸借となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地調査報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は〇〇が山陽小野田市の公道で幅員 6 m です。〇〇以外の 3 方は畑地で果樹園となっていました。申請地の状況は地目は畑となっており、現状は真砂土を敷いて整地された状態でした。また、一部にイチジクの苗木が栽培されていました。雨水処理に関しましては、道路側溝に自然流下させるようになっています。汚水に関しては公共下水で処理します。進入路は図面のとおり東側の山陽小野田市の公道を使用します。境界については測量杭等により確認できています。以上のことから特に問題となる事項はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 98 号番号 92 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 93 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 98 号番号 93 について議案書をもとに説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は畑、面積は 937 m²です。

位置図は 21 ページ、公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から〇へ約〇〇 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、太陽光発電施設の建設です。

申請の理由は、申請地に太陽光発電施設を設置して再生エネルギーの確保を図りたい譲受人の要望に、譲渡人は高齢で耕作が困難なことから応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 それでは、現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は、〇側が農道となっておりまして、そのほかの周囲、〇〇、〇、〇側は草地となっております。申請地の状況は、畑となっておりまして、現在としては、雑草が生い茂った草地となっております。

た。雨水処理に関しましては、自然流下となっております。汚水につきましては、発生しません。進入路は、図面のとおり〇側の農道となります。譲渡し人は高齢になり、管理が困難になり、外に耕作ができる者がいないために当農地の有効活用として太陽光発電をしましてという説明がありました。境界については、少し草が生えてわかりにくくなっておりましたが、杭と僅かな畦畔等で確認をいたしました。業者もしっかり確認をしておりますということでした。以上のことから問題ないと思います。これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

1 1 番 この太陽光が我々のところにいっぱい出てきていますが、今までは水田を変更しての太陽光発電で雨水等の問題はなかったのですが、今度は高台のところに業者が入っております。これで地域の人とトラブルが起きています。要するに、降った雨が水路がないからもろに下に降りてくる。いまは、土の中に入っていきますが、シートとか防水をかけられると大変なことになるのです。もともと〇〇だから下にため池があって、そこに溜まるようになっていたのですが、そのため池が壊れて使用してないです。雨水の問題は、水田があれば問題はないですが、畑地に太陽光発電ができる場合の対策は農業委員会としてどのように考えていますか。

局長 一般的に表面排水が自然流下の場合は、都市計画法の開発行為等では許可を出します。農業委員会としてもそれに準じた形で自然流下でも許可を出すこととなります。現行の法律の上からは、自然流下の場合、特に排水対策を講ずる必要はないと思います。

1 1 番 今、やろうとしているところは馬の背のようなところで、その下には民家があり水が流れて行くわけです。そうかと言って業者に水路を作らせ排水させようとしてもしないと思います。農業委員会も安易に後のことは考えずに許可を出すのは問題があると思います。

局長 現状はどういう状況ですか。水が流れていますか。

1 1 番 前はそこに落ちる水はため池があってそこで受けて農業用水として使っていたわけです。それが破れて民家の方に流れています。

局長 排水が民家に影響が及ぶときには、業者には当然対策を取ってもらうことになるのではないかと思います。ただ、農地法の許可を出すとき、その対策について審査をすべきではないと思います。

1 1 番 環境アセスメントは太陽光発電に関してどうなっていますか。

局長 それは、環境課に聞いてみないと分かりません。

9 番 こういう小規模のものは対象外です。それとこの工法であれば、水

が下に染み込むので問題はないと思います。

議長 太陽光発電については、今後いろいろな議案が出てくると思いますし、今後ますます気をつけていかなければならないと思います。農業委員会としても、現地調査の中で可能なかぎり、もちろん法律に則ってしかできませんが、いろいろなことを相手から聞くこととか現地をしっかりと確認をすることとか、本来やるべきことは、しっかりとやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします

外に質問はありませんか

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第98号番号93に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第98号番号94及び議案第99号番号24の「現況証明
願ひ」は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 先に議案第98号番号94について議案書をもとに説明します。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は219㎡です。

位置図は24ページ、公図は25ページ、土地利用計画図は26ページから28ページまでをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から〇へ約〇〇kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請の理由は、閑静な住宅地で住環境に恵まれており、また、建設資金の目途も付いたことなどから、自己用住宅を建設したい譲受人の要望に、遠隔地に居住し、農地の管理が困難な譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

次に「現況証明願ひ」議案第99号番号24について、議案書をもとに説明いたします。

申請人と議案第98号番号94の譲渡人は同一で、土地の表示等は、議案書記載のとおりで地目は田、面積は124㎡です。

位置図は38ページ、公図は39ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から〇へ約1.1km、議案第98号番号94の申請地の隣接地で、農用地外にあります。

本件は、平成10年頃までは保全管理を行っていましたが、その後は放置され、現在に至っております。すでに雑草や灌木が生い茂り原野と化しているため、今後も農地としての利用が困難なことから、この度、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

4番 現地調査報告をさせていただきます。周辺の状況は○側が宅地、○と○側は道路で○側が草地となっていました。申請地の状況は、境界は、ブロック等で確認をいたしました。雨水については自然流下と道路の側溝の方に排水をするということです。それから宅地の方は、汚水は合併浄化槽で処理水は道路の側溝の方に流すということです。それから、現況の24の方ですが、この農地に進入路がありませんので、農地性もなくこのままでいいのではないかと思います。以上で現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第98号番号94及び、議案第99号番号24に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号95について事務局の説明を求めます。

局長 議案第98号番号95について議案書をもとに説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は499.78㎡です。位置図は29ページ、公図は30ページ、土地利用図は31ページをご覧ください。

申請地は、○○○○○から○○へ約○○kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です

転用目的は、宅地分譲3区画です。

申請の理由は、住環境に恵まれ、交通の便の良い申請地で宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、土地区画整理事業施行地区内の農地で、耕作に適さないため譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地報告をさせていただきます。周辺の状況は、○○、○○、○○が

山陽小野田市の公道で囲まれており、〇〇は建屋が建っております。申請地の状況は、地目は畑となっております。現状としてはブルーベリーが栽培されている状況です。雨水処理に関しましては、道路側溝に流れるようになっております。汚水につきましては、公共下水道で処理をする形になっております。進入路については、図面のとおり、〇、〇、〇側の公道となっております。宅地分譲の折には、周辺の農地への日照、通風に影響がないように配慮しますと被害防除計画書に記載がされております。既存の14条測量杭等で確認をいたしております。以上のことから、問題はないと思います。これで、現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

9番 499.78㎡と500㎡を切っていますが、農地法上で個人住宅の敷地要件の500㎡があるからですか。

局長 500㎡というのは概ね500㎡ということで、若干の増減は許されます。また、この場合は、3区画なので問題はありません。

9番 もともと住宅地等を促進するところなので、500㎡とか700㎡とか区画ごとに大規模に買うという業者がいるかもしれない。その辺は考慮して売ってもいいのではないかと思います。

局長 この地域は、土地区画整理事業を実施したところですが、もともと農地でした。換地は基本的に宅地を想定したものですが、底地が農地で一区画が大きな換地となるわけです。実際は造成して宅地なのですが、地目は田や畑のままになっています。その関係で、大きな区画があるのですが、自己用住宅は今回のような状況になると思います。以前、県とも協議したのですが、農地法があるのでそれに基づいて申請をする必要があります。

議長 他に無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第98号番号95に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号96について事務局の説明を求めます。

局長 議案第98号番号96について議案書をもとに説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は畑、面積は793㎡です。

位置図は32ページ、公図は33ページ、土地利用計画図は34ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は共同住宅用地の造成です。

申請の理由は、近傍に〇〇が立地し、〇〇などによる共同住宅の需要が見込まれるため、共同住宅用地を造成したい譲受人の要望に、高齢で管理ができず、農地の処分を考えていた譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、開発許可と同時施行となります。

おって、譲受人は、隣接地で共同住宅を建設する際に、農地法の許可を得ることなく申請地を無断で埋め立てて、工事車両の駐車場や建築資材の仮置き場として使用していました。このため、今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されております。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番

現地報告を周辺させていただきます。周辺の状況は、〇〇側が既存住宅、〇〇側がこのたび開発された共同住宅及び進入路で、〇〇側が、造成された宅地となっております。申請地の状況は、多くは畑となっておりますが、整理をして嵩上げをしております。先に開発された共同住宅建設時に業者の事務所、資材置き場として使用されておりました。現況は、更地となっております。〇〇、〇〇側は、周囲が下がっておりますので、擁壁で囲っております。こちらにしましては、農地転用をせずに使っておられましたので、顛末書が提出されているということです。雨水処理にしましては、道路側溝に流れるようになっております。汚水にしましては、公共下水道で処理いたします。進入路は、〇〇の道路になっております。境界につきましては、施設の構造物や測量杭で確認をしております。先程、申しましたとおり一部問題がありましたが、現状を追認して顛末書を提出していただく形になっております。これで現地報告をわります

何か質問はありませんか。

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第98号番号96に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第99号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は2件ですが、1件は先ほど審議されまし

たので、残りの議案第99号番号23について議案書をもとに説明いたします。

申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は144㎡です。位置図は36ページ、公図は37ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇から〇へ約〇〇km、農用地内にあります。

本件は、平成14年に圃場整備の換地処分により道路の位置が変更され、宅地が囲繞地となっております。このため、道路から当該農地を通過して宅地に入ったりしており、このほか、納屋や倉庫の一部も20年以上前から農地を使用しています。すでに農地性は認められず、現況の地目に合致させるため、このたび非農地証明に至ったものです。

なお、今後、農業振興地域整備計画の見直しにより、農用地から除外する予定となっております。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

4番 現地報告をさせていただきます。現地は、私も知っていますが、庭だと思って車を止めたりしておりました。圃場整備事業で以前は道が家の方まで曲がっていたようですが圃場整備でまっすぐ道がついたということで、そのまま農地のままということになっていたようです。それで今現在、宅地を建て替えられていることで現況証明に至ったということです。農地性はありませんし、宅地の一部に入っておりますし、進入路等も圃場整備後は庭のような形で利用されていまして、農地性もないと思われまます。以上で現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第99号番号23に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に報告第45号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号115の1件、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程をお願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第45号の審議を終わります。

次に、議案第100号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番五十嵐委員は議事に参与することができませんので、恐れ入りますが本件審議中は御退席ください。

(五十嵐委員退席)

局長 議案第100号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号49番から51番までの3件、5筆、面積は6,922㎡です。

いずれの案件も同条第3項の要件に該当しており、適当であると考えられます。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により、議案第100号は原案どおり決定することとします。

(五十嵐委員席に戻る)

局長 以上で本日の議案及び報告の審議はすべて終了しました。

次回の現地調査は、6月5日(水)9時から、村上会長及び12番村上雅彦委員でお願いします。

第24回総会は、6月10日(月)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長 以上をもちまして第23回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時 35分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
6 番委員

議事録署名委員
7 番委員